

やまなし大使設置要綱

(設置)

第1条 本県のイメージアップ及び活性化を図るため、やまなし大使（以下「大使」という。）を設置する。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 活用可能な媒体を使い、又は大使が所属する組織等において、随時本県の魅力を発信すること。
- (2) 本県の活性化に資する方策等について、県に対し、随時、情報提供又は提案すること。

(区分)

第3条 大使には、次の区分を設ける。

- (1) やまなし大使
- (2) やまなし大使 ビジヨナリーズ・ユニット

(やまなし大使)

第4条 やまなし大使は、原則として他の大使から推薦のあった本県の出身者、本県に居住したことのある者又は本県にゆかりのある著名人で18歳以上の者の中から、やまなし大使選考委員会の選考により、本人の承諾を得て知事が任命する。

2 やまなし大使の推薦対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) いずれかのSNSにおいて、フォロワー数がおおむね1,000人以上を有している者
- (2) SNSその他の媒体を活用し、本県の情報発信に関する実績を有している者
- (3) 本県の情報発信等に寄与する者として、推薦することが適当であると認められる者

(やまなし大使 ビジヨナリーズ・ユニット)

第5条 やまなし大使 ビジヨナリーズ・ユニットは、やまなし大使の中から、SNSを通じた情報発信を積極的に行っており、当該SNSにおいて広く影響力を有すると認められる場合、本人の承諾を得て知事が任命する。

(やまなし大使選考委員会)

第6条 やまなし大使の厳正な選考を行うため、やまなし大使選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の選考委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 山梨県観光文化・スポーツ部長
- (2) 山梨県山梨ブランド戦略監
- (3) その他知事が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、委員長は、山梨県観光文化・スポーツ部長とする。

4 委員会は、委員長が招集し、会議を総括する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 特に情報発信に有効な媒体・手段を持っており、情報発信能力が期待できる者
- (2) その他やまなし大使としてふさわしい者

8 本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

(任期等)

第7条 大使の任期は定めない。

2 大使に対し、報酬は支給しない。

3 知事は、大使が次のいずれかに該当する場合は、大使の任を解くことができるものとする。

- (1) 大使から辞任したい旨の申し出があったとき。
- (2) 大使が前条に定める活動を遂行できないと知事が認めるとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為があったと知事が認めるとき。

(氏名の公表)

第8条 大使の氏名（以下「氏名」という。）は、山梨県ホームページにおいて公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、氏名の公表につき大使本人の許諾が得られない場合、知事は、氏名を公表しないことができる。

(資料等の提供)

第9条 知事は、大使の活動を支援するため、次に掲げるものを提供できるものとする。

- (1) 名刺
- (2) 本県に関するPR資料等
- (3) 大使から要請のあった資料
- (4) その他知事が必要と認めるもの

(事務局)

第10条 大使に関する事務は、山梨県観光文化・スポーツ部観光振興グループにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。